

# 役員等に係る報酬・費用弁償規程

社会福祉法人 柊和会

特別養護老人ホーム かりやど

# 社会福祉法人 柊和会

## 役員等に係る報酬・費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 柊和会（以下「本会」という。）の役員、評議員、評議員選任・解任委員および第三者委員に対する報酬および費用弁償について必要な事項を定めたものである。

### (役員等の定義)

第2条 この規程において、役員、評議員、評議員選任・解任委員および第三者委員とは次に掲げる者をいう。

- (1) 役員とは、定款第15条に定める理事、監事をいう
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう
- (4) 第三者委員とは、評議員会の同意を得て、理事会で決定し理事長に委嘱される者をいう

### (業務の種類)

第3条 役員、評議員、評議員選任・解任委員および第三者委員が下記の業務を行った場合には、報酬および費用弁償を支給する。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議員会への出席
- (3) 評議員選任・解任委員会への出席
- (4) 監事による定期または臨時監査
- (5) 行政機関による定期または臨時監査の立会
- (6) 研修会への参加および他の施設の視察業務
- (7) 第三者委員の「苦情解決第三者委員規程」第4条に定める職務
- (8) その他理事長が必要と認めた業務

### (報酬等の支給)

第4条 役員および評議員は、定款第8条第1項および第21条第1項に定めるとおり、無報酬とする。ただし、監事が前条(4)、(5)の業務を行う場合は、定款第21条第

2項に規定する報酬として、監事に対して1回あたり10,000円を限度として支給することができるものとする。

2 評議員選任・解任委員は「評議員選任・解任委員会運営細則」第5条に定めるとおり、無報酬とする。

3 第三者委員は、「苦情解決第三者委員規程」第7条に定めるとおり、無報酬とする。

#### (費用弁償)

第5条 役員、評議員および評議員選任・解任委員が第3条(1)、(2)および(3)の業務を行う場合は、定款第8条第2項および第21条第3項に規定する費用弁償として1回あたり3,000円を支給できるものとする。

2 第3条(6)、(7)および(8)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人柘和会旅費規程」を準用し、旅費に相当する額を支給する。

#### (適用除外)

第6条 理事長については、前条第1項の規定は適用しない。ただし、やむを得ない事由で当該業務を本会施設外で行う場合は、この限りではない。

#### (雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員、評議員、評議員選任・解任委員および第三者委員の報酬および費用弁償に必要な事項は、評議員会の議決を経て別に定める。

## 附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

平成22年11月20日改正

平成23年 8月12日改正

平成25年 3月29日改正

平成26年 3月28日改正

平成29年 4月 1日改正